

奈良県立橿原考古学研究所公的研究費不正使用防止計画

奈良県立橿原考古学研究所（以下「本研究所」という。）は、奈良県立橿原考古学研究所公的研究費取扱規程第14条に基づき、公的研究費の適正な運営及び管理をおこなうため、奈良県立橿原考古学研究所公的研究費不正使用防止計画（以下「不正使用防止計画」という。）を次のとおり定めるものとする。

（平成27年3月31日 策定）

（令和3年4月1日 改定）

1 目的

不正使用防止計画は、本研究所における公的研究費の適正な運営・管理を確保し、不正使用を防止することを目的とする。

2 取り組み方針

- （1）本研究所における公的研究費の運営・管理体制及び運営・管理に関わる者の責任と権限を明確にする。
- （2）本研究所における公的研究費の運営・管理に関わる実態の把握及び検証結果に基づき、不正を発生させる要因に対し、優先的に取り組むべき事項を具体的に定める。
- （3）本研究所における不正使用防止計画の実施状況、改善状況並びに文部科学省をはじめとする関係省庁・機関等からの情報及び対応状況等を勘案し、適宜見直しを行う。
- （4）監事と連携し、不正防止計画の策定・実施・見直しについて意見交換を行う。

3 研究者の責務

- （1）研究者は、公的研究費の運営・管理に関し、法令及び条例等を遵守し、高い倫理感と公正性、清廉性をもって誠実に不正使用防止計画に取り組まなくてはならない。
- （2）研究者は、公的研究費の運営・管理に関し、不正の事実を知ったときには、通報窓口に通報する責務を有する。

4 不正使用防止に向けた取り組みの公表・周知

- （1）不正使用防止に向けた取り組み状況を本研究所のホームページ等で公表するとともに、その施策を継続的に推進する。
- （2）本研究所における公的研究費に関するルールを明確にするため、研修会の開催やその他の手法により研究者の規範意識の向上を図る。

5 不正使用防止の具体的対策

不正発生の要因を把握し、不正使用防止のための具体的対策として、責任体系の明確化、研究費執行に係る適正な運営・管理及び不正使用防止に向けた具体的項目を別紙のとおり定める。